

## 第5章 会社法

### 第71課 会社の概念

この章では「会社」について学ぶこととする。

すでに第20課において「法人」について勉強した際、「会社」というのは、私益目的の社団法人であると学んだ。つまり、会社というのは、ごく簡単に言えば、一定の私的な営利目的を持った人の集まりが法人となったものである。これだけのことであれば、単純な話である。しかし、ことはそう簡単ではない。商法第2編（この部分を「**会社法**」と呼ぶ）の条文の数を見れば、会社というものが、いかに複雑なもので、その適正な規律のためには、いかに高度な法技術を必要とするか、一目で分かるであろう。商法の「会社」に関する規定は、実に400か条以上もあるのである。そして、これらの規定が、日本に多数存在する会社のほとんどに適用されるのである。

商法は、「会社」について定義規定を持っている。商法第52条がそれで、そこには「会社」とは「商行為を行うことを業とする目的をもって設立された社団」をいう、と規定されている（同条第1項）。これが商法上の本来の会社の姿であり、これを「**商事会社**」という。しかし、商行為を目的としない社団（農業・漁業・鉱業などを専門に行う社団）であっても、営利事業を目的とする場合には、これを会社として扱うのが適切であるため、商法はこのような社団も会社とみなすこととしている（同条第2項—このような会社を「**民事会社**」という）。そして、商法第54条において、「会社はこれを法人とする」と定められている。これらのことから、結局、会社というのは、「**営利事業を目的とする社団法人である**」と定義することができる。そして、会社は常に商人である（商法第4条第2項）。

このように、会社は法人であるので、民法の法人に関する規定や理論は基本的に会社にも当てはまる。しかし、会社については、単純な民法上の社団法人と異なり、設立に関して「**準則主義**」（第24課参照）が採用され、その下で、すなわち主務官庁の許認可を待たずに、大規模な営利事業活動を展開することが予定されていることから、適正な活動と内外の利害関係者間の公平を図る観点から、より複雑かつ高度な規律が必要となるため、民法の社団法人に関する規範も大幅な修正を受けている。その例は極めて多いが、民法上の社団法人が権利能力を取得するのは主務官庁の設立許可の時であり、登記は法人であることを外部に主張するための対抗要件でしかないが、会社は、登記をすることによってはじめて成立し、権利能力を取得する（商法第57条）ことなどが例として挙げられる。

## 1 重要語句

### a 会社法

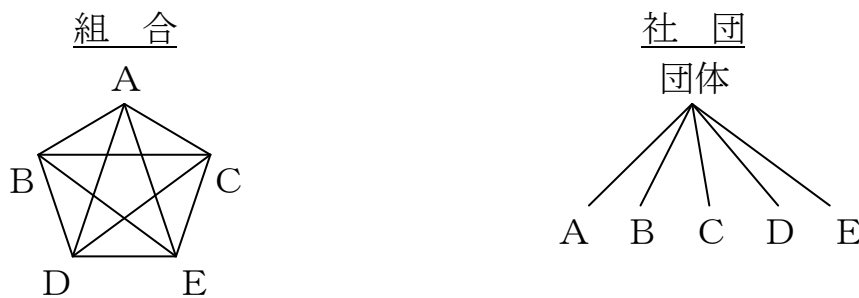
「会社法」という名前の独立した法律があるわけではないことに注意。一般的に商法第2編を「会社法」と呼んでいるのである。後に学ぶように商法第2編の規定する会社には、合名会社、合資会社、株式会社の3種類があり、会社法の規定は、まず、全ての会社に共通する原則的な規定を「総則」として掲げた後、これら3種類の会社それぞれについて、設立の手続、会社の内部の組織、構成員や機関の権利義務や責任、会社と外部との権利義務関係、計算に関するルール、解散に関するルールなどを定めている。

### b 営利事業を目的とする社団法人

このことから、会社の特質を次のように整理することができる。

#### ① 社団であること

社団の定義は少し難解であるが、組合（民法第667条以下）に対立する概念である。人の集まりには「組合」と「社団」があり、「組合」は複数人間が互いに（つまり一人一人の個人がそれぞれの個人と）契約を結んで直接結びつく形の集まりであり、「社団」は複数人間が、それぞれ団体と契約を結んで（つまり、個人と団体との契約）、「団体」というものを媒介して間接的に結びつく形の集まりである。わかりにくいので図示すると次のような形になる。



#### ② 法人であること

本文で説明したように、会社は全て法人とされる。そして、会社は法人登記でかつ商業登記の一種である「会社登記」をしなければ成立しない。

#### ③ 営利を目的とすること

営利を目的とすることが会社を他の法人（公益社団法人や財団法人など）との相違である。ここでいう「営利を目的とする」とは、構成員の私的利益を図ることを目的とし、営利事業を行ってそれによって得た利益を構成員に分配することをいう。